

第51回内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価広報課

1. 日 時：平成25年3月15日（金）14:00～15:39
2. 場 所：内閣府本府3階特別会議室
3. 出席委員：山本委員長、伊集院委員、上野委員、大隈委員、大河内委員、
中野目委員、長岡委員、笠委員、渡邊委員、奈良臨時委員、山川臨時委員
4. 議事概要
 - (1) 委員長により、委員長代理として、本日付で上野委員が指名された。
 - (2) 独立行政法人国立公文書館について
 - ・中期計画の一部変更について説明がなされ、委員会として了承された。
 - (3) 独立行政法人北方領土問題対策協会について
 - ・次期中期計画案、業務方法書の一部変更、長期借入金・償還計画について説明がなされ、委員会として了承された。
 - ・中期目標期間終了に伴う実績評価の取り扱いについて事務局から説明を行い、委員会として了承された。
 - (4) 独立行政法人国民生活センターについて
 - ・次期中期計画案について説明がなされ、委員会として了承された。
 - ・中期目標期間終了に伴う実績評価の取り扱いについて事務局から説明を行い、委員会として了承された。
 - (5) 独立行政法人宇宙航空研究開発機構について
 - ・次期中期計画案について説明がなされ、委員会として了承された。
 - (6) 評価委員会等の今後の予定について
 - ・事務局から、評価委員会等の今後の予定について説明を行った。

5. 議 事

○山本委員長 それでは、定刻でございますので、ただいまから「第51回評価委員会」を開催いたします。

本日は、御多忙のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に入ります前に、新しい委員を御紹介させていただきます。笠委員に御就任いただいておりますので、一言。

○笠委員 明治大学公共政策大学院の笠と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○山本委員長 よろしく願いいたします。

まず、本日の委員会は定足数を満たしておりますので、有効に成立しておることを確認

させていただきます。

本日の主な議題といたしましては、お手元の議事次第に示しておりますように、最初、公文書館のほうから始めまして、北対協、国セン、そして最後に宇宙、JAXAの関係の次期中期計画（案）等について御報告いただき、審議していただくことを予定しております。

では、議題1といたしまして、国立公文書館の中期計画の一部変更につきまして、国立公文書館のほうから御説明をお願いいたします。なお、中期計画の変更は、通則法30条の規定により、主務大臣が認可するに当たり、あらかじめ当評価委員会の意見を聞かなければならないとされておりまして、その関係で御審議をいただくものでございます。

では、よろしくをお願いいたします。

○小河公文書館理事 国立公文書館理事の小河でございます。委員長、委員の皆様方には、平素より国立公文書館の業務及び運営に関しまして深く御理解をいただいておりますことを、この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。公文書管理法において、当館は中心的な役割を担う機関として諸課題に取り組むことが求められておりまして、当館といたしましても引き続き諸課題に積極的に取り組む所存でございますので、皆様方には御理解と御指導をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。

それでは、説明を大津次長のほうからいたします。

○大津公文書館次長 それでは、引き続きまして、国立公文書館第3期中期計画の変更について御説明申し上げます。

お手元の資料1-1をご覧くださいと存じます。現在、国立公文書館は、平成22年度から26年度までの5年間で1期間といたします、3期目の中期計画に基づく業務実施の途上でございます。今回お諮りさせていただきますのは、現在、茨城県のつくば市に所在いたします当館のつくば分館における、各府省などから毎年移管されます歴史公文書等の保存・管理業務を今後とも間断なく実施するために、来年度、平成25年度につくば分館書庫内の書架の増設工事を実施する必要があることから、現在、25年度予算に施設整備費補助金として4,600万円を計上いたしております。

このつくば分館書架増設工事は、今年度、無事終了いたしました、北の丸公園に所在いたします本館建物の耐震補強工事の実施の場合と同様に、館の施設・設備に関する計画として位置づけまして、またこの施設・設備に関する計画は中期計画で定める事項とされておりますので、今回、第3期中期計画の所要の変更を行う必要がございます。

具体的には、次の資料1-2をご覧くださいと存じますが、中期計画の本文の中に、7 その他内閣府令で定める業務運営に関する事項の項目がございます。その(1)の施設・設備に関する計画の表の中に、つくば分館改修工事4,600万円、施設整備費補助金の1項目を追加するものでございます。

また、この中期計画には別紙としまして、中期計画予算と資金計画の各表が添付されております。その中に記載されております施設整備費補助金の額の欄の数値を、現在の6億

6,000万円から、今回計上いたします4,600万円を加えた額の7億600万円にそれぞれ変更いたします。

独立行政法人通則法では、中期計画の作成及び変更は主務大臣の認可を受けなければならないとされており、また主務大臣はその認可を行う際には、あらかじめ評価委員会の意見を聞かなければならないとされております。今回はこの規定に基づくものでございまして、去る3月4日に開催されました分科会にも事前にお諮りいたしまして、御了承いただきましたものを、本日の本委員会にお諮りするという趣旨でございます。御審議をいただきまして、御了解をいただけますならば、平成25年度予算の成立後に正式に申請の手続を行わせていただきたいと存じます。

内容は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の皆様から御質問、御意見等がございましたらお出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

そうしましたら、分科会のほうでも問題ないと了承されたということでもありますので、当評価委員会といたしましても、国立公文書館の中期計画変更について、委員会として了承するという扱いとさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、公文書館関係はこれで終了しました。どうも御苦労さまでございました。

(公文書館関係者退室)

(北方領土問題対策協会関係者入室)

○山本委員長 続きまして、北対協関係の審議に移らせていただきます。

北対協関係は、議事次第に示しておりますように4件の案件につきましてお諮り申し上げます。

まず、次期中期計画(案)について御審議をいただきたいと思っております。中期計画は、通則法30条の定めによりまして、主務大臣が認可するに当たり、あらかじめ評価委員会の意見を聞かなければならないとされております。前回委員会で中期目標について御了承いただきましたが、それをもとに新たな中期計画(案)を作成していただいております。また、中期目標について、1点、北方対策本部から御報告事項もあるということでもありますので、まずそれを伺った後で、北対協から中期計画の御説明をお願いしたいと思います。

それでは、まず北方対策本部のほうからよろしくお願い申し上げます。

○吉住北方対策本部参事官 内閣府の北方対策本部でございます。

資料3の比較表、2ページの中段をご覧くださいと思うのですが、ここの人件費の関係の記述でございます。「人件費については、政府の方針を踏まえ見直しを行っていく

こととし、給与水準についても、引き続き適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する」と記載がございます。この後半部分の「その検証結果や取組状況を公表する」の部分につきましては、先月の委員会の終了後、財務省との協議の中で、各法人の横並びをとるという観点から追記されたものでございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、次期中期計画（案）について御説明いただきたいと思います。今の人件費の点につきましても後でまとめてお諮りしますが、これはほかの法人でも同じようにやっておるということで、前回のスケジュールの関係で、今回、修正があったということの御報告ということですので、問題ないかと思えます。

中期計画（案）の御説明のほうをよろしくお願いいたします。

○荒川北対協理事長 北方領土問題対策協会理事長の荒川です。本日は、中期計画を御説明申し上げる機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

北方領土問題をめぐる最近の動きにつきましては、先月2月21日、森元総理大臣が総理特使として安倍総理大臣の親書を持ってプーチン大統領と会談され、また報道ベースではありますが、安倍総理大臣が4月下旬にも、日本の総理大臣として10年ぶりにロシアを公式訪問する予定という話が出ております。このような状況を踏まえまして、私ども北方領土問題対策協会は、原点であります北方領土問題対策協会法第3条に書かれております協会の目的、北方領土問題、その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ることを改めて確認した上で、内閣府から御指示いただいた中期目標に沿って中期計画を作成いたしました。

具体的内容につきましては、引き続き事務局長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○川名北対協事務局長 失礼いたします。事務局長の川名でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、北方領土問題対策協会の第3期中期計画（案）につきまして御説明させていただきます。

資料は2と3がございますが、資料3のほうが第3期中期目標と第3期中期計画（案）、そして現行の第2期中期計画を比較したものとなっておりますので、資料3を使って説明させていただきます。赤字が変更部分でありますので、その部分を中心に御説明させていただきます。

まず、1ページで、1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置であります。一般管理費の部分では、内容が前中期計画と変わらず、一般管理費を5年間で7%削減するものであります。

その下から2ページにかけまして、業務経費の効率化であります。内容は前中期計画と変わらず、業務経費を毎年度、前年度比1%の効率化を図るといったものであります。

赤文字で「四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く」としておりますのは、新船えとびりかの備船運航に関する経費は14年間の固定経費でありますため、効率化の対象から除いております。

次は、整理合理化計画等が凍結されたため、削除している部分でございます。

次に、人件費に関してでございますが、先ほど内閣府からお話ございましたが、引き続き見直し・検証を図るものでありまして、人事院勧告等、政府の方針を踏まえまして見直しを図るとともに、給与水準の適正性につきましても引き続き検証・公表するものとしております。

続きまして、3ページで、札幌事務所の移転の件であります。既に平成20年度に移転済みのため、削除しております。

次の契約に関しましては、引き続き一般競争入札等の競争性のある契約を前提としまして取り組んでいくものとしておりまして、各種監査等でもチェックを受けるものとしております。

「また」以下の赤文字は、公告期間の確保や仕様書の見直しなど、一者応札、一者応募の縮減にも引き続き取り組んでいくこととしております。

一番下から4ページにかけてであります。内部統制に関しましては、勧告の方向性、中期目標を踏まえ、総務省の研究会の報告書や政独委からの意見も踏まえて、日常的なモニタリング、監事監査や内部監査を実施し、更なる充実・強化を図るものであります。

次の部分は、総務省政独委からの指摘も踏まえまして、毎年度の運営費交付金額の算定につきまして厳格に行うとするものでありまして、財務内容の透明性の確保という観点から、決算情報等の公表を行っていくというものであります。

続きまして、5ページであります。2番から、当協会の柱となる事業の部分であります。5つございます。

まず、1つ目の国民世論の啓発であります。

①北方領土返還要求運動の推進であります。次の6ページの赤文字の「さらに」以下の部分では、中期目標で民間企業と連携した啓発活動について検討すると言及されているところでありまして、内閣府の平成25年度の調査研究の結果も踏まえ、目標期間中に検討を進めていくものであります。

その下の赤文字部分は、現中期計画で検討を進めておりました指標につきまして、次期中期計画で活用を図っていくこととしておりまして、勧告の方向性でも、国民世論の形成等につきまして多角的に測定・分析することで事業の改善に資するとされていることから、事業参加者へのアンケートを効果の把握に活用するとともに、政府の世論調査等も用いて国民全体の関心度も踏まえ、事業改善に資するものであります。

次に、7ページ、②青少年や教育関係者に対する啓発の実施であります。（ア）では、これまでも事業参加者に対しまして事後活動のお願いをしておりますが、より効果的な事業実施に努め、返還要求運動への継続的な参加を促していくというものであります。

下から8ページにかけてであります。各種事業では、参加者へのアンケートを実施した上で、年齢、性別、参加経験等を踏まえた分析等を行い、事業改善に努めるといったものであります。

(イ)は、教育者会議の関係であります。教育者会議の設置や活動への働きかけにつきましては、引き続き実施するものとしておりますが、教育者会議へのアンケート等を実施することで、活動状況を他の教育関係者等にフィードバックするよう努めることとしております。

③は、北方領土問題にふれる機会の提供であります。下から次の9ページにかけて、勧告の方向性等も踏まえ、これまでの「わかりやすい情報の提供」から「北方領土問題にふれる機会の提供」に中期目標が変更されましたので、これまでのパンフレット等の作成に加えて、多くの国民の目に触れるような事業展開を行うこととしております。インターネット等のICTの活用、街頭ビジョン等の利用を実施していくもので、その際にはわかりやすい情報の伝達に努め、またイベントなどを実施した場合には参加者へのアンケートを実施するなど、参加者等の関心度等も把握するように努めることとしております。

次は、2つ目の柱で、北方四島との交流事業であります。この交流事業につきましては、引き続き事業を実施していくものであります。次の10ページの左側、中期目標の欄にありますとおり、政府から、次代の四島交流事業に関する在り方につきまして方針が示された場合には、その方針に基づき、見直し等を図っていくこととしております。

②専門家交流につきましても、同様であります。

次の四島交流等事業に使用する後継船舶の確保は、平成24年度から「えとぴりか」が供用開始となったため、削除しております。

続きまして、11ページ、3つ目の柱で、北方領土問題等に関する調査研究であります。引き続き、毎年度必要なテーマを決定し、調査研究を行っていくこととしております。さらに、活用状況を把握するなどして、必要性の低いもの等につきましても見直し改廃を図ることとしております。

なお、右側の第2期中期計画の欄、下にございます国際シンポジウムに関しましては、必要に応じ開催するとしておりましたが、調査研究としての必要性も鑑みまして、次期中期計画では、この欄からは削除しております。

次、12ページ、4つ目の柱で、元島民等の援護であります。引き続き、元島民等が行う活動・事業に対する支援を実施いたしますが、活動内容が多岐にわたって来ることとも想定されるため、「等」を追加しております。

続いて、13ページ、5つ目の柱で、北方地域旧漁業権者等に対する融資事業であります。

①融資制度の周知であります。制度変更から年数も経過しているため、表現を簡略化しております。

②関係金融機関との連携強化は、変更ありません。

次の③、④は追加となっているものであります。③事業結果の分析・検証は、14ページ

の上段にあります。勧告の方向性を踏まえまして、融資実績の分析を行い、メニューの見直しを図るものであります。

④融資資格承継の的確な審査は、これも勧告の方向性を踏まえまして、資格承継につきましても、引き続き的確な審査を実施するものであります。

⑤は、引き続きリスク管理債権の適正な管理を行うものであります。平成23年度に住宅関連資金の統合を行ったため、文言を修正しております。

続きまして、15ページ、⑥法人資金の停止は、平成20年度当初に停止した法人資金につきまして、引き続き停止とするものであります。

その下の2つの内容は、いずれも平成23年度に実施済みのため、削除しております。

16ページ、3. 予算、収支計画及び資金計画であります。これらにつきましては冒頭にありました経費削減を行うことを前提に計画を立てたものでありまして、説明は割愛させていただきます。

4. 短期借入金の限度額の部分は、変更ありません。

17ページ、5. 重要な財産の処分等に関する計画、6. 剰余金の使途、いずれも変更ありません。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項で、まず(1)施設及び設備に関する計画であります。施設整備に関しましては、羅臼国後展望塔の改修が平成25年度に実施予定のため、それに応じて修正しております。

18ページ、(2)人事に関する計画の①方針で、適性に応じた人員配置等、これまでに引き続き取り組んでいくものとし、さらに評価委員会での御指摘も踏まえまして、ロシア語習得の推進等を追加しております。

②人員に係る指標では、期末の常勤職員数は、期首を上回らないとしておりまして、増減はなしとしております。

最後の19ページ、(3)、(4)は追加となっているものであります。

(3)中期目標期間を超える債務負担は、内閣府、農林水産省令であります「業務運営並びに財務及び会計に関する命令」が改正されまして、同事項につきまして記載することとなったため、追加したものであります。中期目標期間をまたぐような複数年の契約を行う可能性があるということでもあります。

(4)情報セキュリティ対策は、政府におきまして情報セキュリティの取組に関し、方針が示されておりまして、その方針を踏まえて取り組んでいくものであります。

以上、北対協の第3期中期計画(案)の説明でございました。

○山本委員長 ありがとうございます。

上野分科会長のほうから、何か御発言ございましたらお願いいたします。

○上野北方分科会長 12日火曜日に分科会で審議をいたしました。内容は多岐にわたっており、かなり真剣な議論が行われました。例えば民間企業との連携というところもあるわけですが、具体的にどういうことが想定できるのかということなどをお伺いし

ました。

それから、これはもともと私どもの分科会のほうでアイデアとして提案したことなのですが、例えばいろいろな集会とかイベントでアンケートなどをやっていただいているわけですけれども、ホームページなどでもいろいろな意見を集めるような仕組みが工夫できるのではないかといったことを議論していたわけですが、そういったことを取り入れていただいて、具体的にどういう感じでやりますかとか、かなり細かいところまで含めて、私どもの議論を計画の中に反映させていただいているということで、全体として分科会では第3期中期計画（案）を了承いたしました。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのお二方の説明につきまして、御意見、御質問等、ありましたら、お出しいただきたいと思います。笠委員、お願いします。

○笠委員 教えていただきたいといいますか、今、非常に重要性が高くなっているお仕事だと思うのですが、関係する省庁というのは非常にたくさんあって、外務省とどのように協力しておられるのかとか、官邸など、どういうふうに協力しておられるのか。

あるいは、5ページの国民世論の啓発というところですが、一番大事なのはここではないかと思えます。アンケートとか、いろいろな活動はもちろん大事だと思うのですが、波及する部分が非常に限定されていて、尖閣の場合はいろいろ経緯があって、いろいろなことが明らかになりましたけれども、我々、大学にいましても、こういうことについて、なぜ北方領土が日本のものなのか、ロシアに要求する根拠は何かということをもっと知らないのです。まして、一般の方たちはもっと知らない。

今では、我々の親の世代と言うのでしょうか、北方領土をとられたときに意識がはっきりしていた年配の方たちだけが細かいことを知っていて、あとの人たちは、何となく日本のものらしい、もめているということしか知らないのではないかと思うのです。私、委員になったところなので、よく事情を知らなくて申し上げてしまうかもわからないのですが、常々効果がどうなのかと思っておりまして、もっとマスに対して訴求するようなことを、年間幾ら減らすということではなくて、必要であればもっと組織を大きくして、もっと活動するのだということができるとか、その辺の仕組みもよく理解していないのですけれども、そういう中期目標があってもいいのではないかと思うのです。

特に、韓国や中国でそういう領土についての教育を非常に小さいときからやっている。それが事実に基づくかどうかというのはともかくとして、日本には日本の主張がある。でも、それが一般の国民に全く浸透していないというのは、政府の責任であり、政治の責任であり、あるいは行政の責任だと思うのです。

要するに、文科省などとリンクして、こういう教育についてどうするのか。我々の世代だけじゃなくて、どうも今もそうらしいのですけれども、大学入試のときに現代史をやらぬ。日教組が強いということもあるでしょうし、試験に出ないので、現代史まで来る前

で試験範囲が大体終わってしまうので、この辺のことは全然知らないまま大人になって、ネットで関心のある人だけが調べるみたいな、すごくいびつな教育システムになっている。何十年も前から、なぜ現代史が大学入試に出ないのかと言われていたけれども、少しもよくなる。

マスコミなどに対しても、誘導するというのではなくて、総務省を通じて、マスに対して、メディアに対して、わかりやすく北方領土の歴史というのを繰り返しテレビや新聞やラジオで聞くのは非常に大事なことだと思うのです。だから、国民世論の啓発の手法というのが、先ほどもインターネットに展開している。刊行物やパンフレットを手にする人は本当に限られていて余り意味がないと思うので、そのあたりのやり方を抜本的に変えていただく、ちょうどいい機会なのではないかと感じているのですけれども、いかがでしょうか。

○山本委員長 どうもありがとうございます。大変重要な御指摘をいただいたと思います。御質問の中身は、中期目標にかかわっていて、法人のほうでお答えになれることは限られていると思いますが、後で北方対策本部からも補っていただくことにいたしまして、まず法人のほうからちょっとお答えいただけますか。

○荒川北対協理事長 我々が作りました中期計画を今日御審査いただくということですが、外務省との関係ですけれども、我々は国民に啓発していくということで、外務省はまさにロシアの外務省と交渉している。その交渉を国民としてみんなで後押しをしていきたいと思いますということなのですが、先生が仰るように難しいところもあるのですけれども、我々はこの計画を一つ一つ実行しています。

例えば、今は小学校5年生の教科書で扱うようにしてもらっていて、先般、茨城県の小学校6年生ですけれども、その4人の子どもたちが北方領土をGoogleで検索したら、「蛍の光」の4番に千島列島という言葉が入っている。今、「蛍の光」は2番まで、あるいは1番で終わっていますけれども、4番まである。これは戦前、千島列島も沖縄も八洲のうちという、ちょっと軍国的な歌詞があって、今はあまり歌われていないようですが、そこから子どもたちは北方領土というのは日本固有の領土じゃないかと考え、小学生レベルで立派な壁新聞を作った。それを校長先生が私どもに送ってくれまして、私自身も初めて4番があるというのを逆に教えてもらったということがありました。

それを、今度は県民会議といいまして、各県でいろいろ活動をしてくださっているところにその話をしまして、我々の啓発グッズを学校に送って、茨城県の教育長も出席してくれて、茨城県の地方新聞が取材に来たりする中で子供たちにそのグッズを贈呈しました。ですから、「蛍の光」から始まって、小学生の啓発が広がっていくということもあり、こういったことも含め地道に我々としてはやっていきたいと思っています。

それから、ITとかインターネットというのもあつという間に広がるのですけれども、逆に2ちゃんねるとかで一生懸命やっていた中学生に対して、おまえはやり過ぎだとか、北方少年と言って、首相等にも会える事業があるのですけれども、その参加者が、私は一生

懸命北方領土の運動に参画していきたいと書いたら、生意気だとあつという間にたたかれて、やる気をなくしたと、お母様から御相談があったということもありました。ですから、国民全体に知らせる中でも、あるいはITを使っていく中でも十分に注意しながら行っていきたいと考えています。

一方、大学の入試に入れてもらうというのもいろいろお願いしているのですが、北海道では公立高校入試には必ず北方領土を入れてくれるようにしております。ですから、我々ができる範囲の中で、今後とも国民に啓発していくということが絶対必要だと思います。

ただ、例えばアイドルなどを使ってやると簡単かなと思っても、この問題が政治的な問題だという認識があって、うちのプロダクションでは政治的な問題なのでお手伝いできないというところもまだありますので、そういった状況も踏まえて、ぜひ第3期は我々、内閣府と相談しながら、御指示いただきながらやっていきたいと考えております。

○山本委員長 中期目標とか予算にかかる部分、他省庁との関係等についての御発言もございましたので、そのあたりについて北方対策本部のほうから何かお答えいただくことは可能でしょうか。

○河合北方対策本部審議官 審議官の河合と申します。大変貴重なといいますか、重要な御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

我々といたしましても、今回の中期目標におきましても、新たに「ふれる機会の提供」という項を起こしまして、より広範な人たちにこの問題を理解していただくというところに力を入れてまいろうと思っております。予算につきましても、2年前ぐらいから、この辺につきまして政府としても重要性をより認識したということで、大幅に予算も増やしていただいておりますし、最近のICTの活用等々あるいはイメージキャラクターの活用等々、いろいろな手法を多角的に用いてやってまいります。

それから、今回、予算でも要求いたしておりますし、中期目標、中期計画にも書かれておりますが、普通の活動・運動団体をもう少しすそ野を広げるといいますか、協力したいと思っておられる民間企業の方々にも、どういうことで協力していただけるのかという調査をした上で、いろいろそういうものを進めていく。あるいは、新たな交流船もできました。それを広報・啓発、国民の皆さんへの周知、広報にどう生かしていくのかという形での新たな予算要求もさせていただいております。今後も引き続き、そうした課題にきちんと応えられるよう、予算面を含めて頑張ってもらいたいと思います。

それから、教科書あるいは試験の問題につきましても、先般、実は当方担当の山本大臣から文部科学大臣に直接、口頭ではありますけれども、授業あるいは教科書あるいは修学旅行等々のお願いをいたしたところでもございまして、また文部科学省とは内閣府としてもきちんと文書でお願いしたいと思っております。学習指導要領が全て今年で変わります、小中高全部、北方領土問題について教科書に記載されるようになりました。

あとは、いろいろな形で教師の方々の教育者会議等がやる研修にぜひ参加していただく

とか、あるいは試験、高校入試、会社とか公務員の試験に出すということが、授業で実際に時間をとって教えられるかという要素になると思います。そうしたお願いも文部科学省にはいたしておりますし、徐々に成果は上がってきていると思います。御指摘ございましたように、まだ十分とは言えないと思いますので、引き続きいろいろな手法を用いて頑張ってみてまいりたいと思います。

○吉住北方対策本部参事官 先ほど北対協の理事長から「蛍の光」の話で千島列島の話が出ましたが、1点だけ若干補足させていただきたいのですが、サンフランシスコ平和条約では、千島列島には北方領土は含まれないことになっていますので、その点だけ補足させていただきたいと思います。

以上です。

○山本委員長 事実の補正という限りで、後でまた議事録のほうを校正していただければと思います。

ということで、ここは北対協のレゾナント的なミッションにまさに関わるところの業務ですので、笠委員の目からご覧になると、確かに今の若い人を見てみると、これでは不十分ではないか、もっと抜本的な手を打つべきではないかという御指摘かと思います。

今回の中期目標を踏まえて、いろいろなところで啓発活動の推進ということが謳われていますので、これを着実に実施する中で、またその結果を踏まえて、さらに啓発活動の改善等を行っていただきたいと思います。また、今後も具体的なアイデアがございましたら、どしどしこの場等で御発言いただいて、法人のほうでも参考にさせていただければと思います。

ほかに御質問。どうぞ、渡邊委員。

○渡邊委員 分科会の委員を務めている渡邊でございます。分科会では、笠委員のような非常に根源的な質問ももちろんあるわけですし、日常的に北対協の活動の評価をしていますので、こういう啓発活動を十分やっているのかということ、北対協に分科会のたびにいろいろ申し上げているわけです。ですから、評価委員の我々としては、何もしていないということではないので。

○笠委員 もちろん、そういうつもりでは。

○渡邊委員 そういうつもりじゃないと思いますけれどもね。

1点だけ申し上げておきたいのは、ここ数年の北対協の活動の中で、小学校・中学校の教育の中で北方領土問題に取り組むということが着実に進んでいる。それから、各都道府県の教育委員会も協力して、そういう組織がだんだん出き上がってきているということは、1つ言えるのではないか。だから、今、啓発活動が十分なのだという意味合いではないのですけれども、そういうことがありますということだけお断りしておきたいと思います。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、確かに若い人を中心にそうした啓発活動を推進することは、非常に重要な取組だと思っておりますので、今後もその方面に御尽力いただきたいと思います。

ほかに、この北対協の中期計画（案）につきまして御意見、御質問、ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

そうしましたら、貴重な御意見をいただいて、意見交換もできました。それを踏まえて、この中期計画（案）につきましては、この内容で当評価委員会としても了承したいという取扱いにしてよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山本委員長 どうもありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、北対協関係の2番目といたしまして、中期目標期間終了に伴う実績評価の取扱いにつきまして事務局から御説明をお願いします。

○渡部政策評価広報課長 北方領土問題対策協会の中期目標期間終了に伴う実績評価の取扱いについて、御説明いたします。

通則法によりますと、法人は中期目標期間における業務の実績について、評価委員会の意見を聞かなければならないとされてございます。

本日、お諮りいたしますのは2点でございます。

中期目標期間の実績評価につきまして、委員会と分科会との役割分担におきましては、評価委員会が行うこととされておりますが、昨年の仮評価をしていただいたときと同様に、夏までの間に、まず担当の分科会で原案を作成いただきまして、それを評価委員会で審議し、決定していただくという手続でよろしいか、お諮りしたいというのが1点目でございます。

2点目でございますが、夏までに評価を行っていただく様式でございますが、恐縮ですが、お手元に資料4をお配りしておりますが、こちらがフォーマットになりますけれども、これは昨年の仮評価の際に使用した様式と基本的に同じものでございます。この様式により評価を行っていただくことでよろしいかをお諮りしたいと思います。

以上2点につきまして、御審議をお願いします。

○山本委員長 ただいま御説明のとおりでありまして、まず分科会で中期目標期間の実績評価を取りまとめる前倒しの審議、並びに原案の作成をしていただき、それを委員会に上げていただいて、この委員会で審議をするという段取りでよろしいかどうか。

それから、評価表の様式についても、ほかの分科会、ほかの法人、あるいは北対協の従前の評価表に準拠した様式で進めてよろしいかどうか、この2点について、お諮りしたいと思います。

何か御意見ございますか。特にございませんようでしたら、そのような内容で7月、8月の作業を進めたいと考えます。分科会の委員の皆様、よろしく願いいたします。

次に、北対協関係の3番目でございますが、業務方法書の一部変更についてであります。業務方法書の一部変更につきましては、通則法28条の規定により、主務大臣が認可するに当たって、あらかじめ評価委員会の意見を聞かなければならないこととされておきまして、

その関係でお諮り申し上げるものであります。

では、この点につきまして北対協から御説明をお願いいたします。

○佐々木北対協専務理事 北対協専務理事の佐々木でございます。それでは、業務方法書の一部変更について説明させていただきます。

資料5です。変更内容の部分をご覧くださいと思います。

まず、1つ目が、業務方法書第3条第3号に、協会が実施する国民世論の啓発に関する業務の一つとして記載されている文言を訂正するものでございますが、先ほど中期計画の中でも御説明がありましたけれども、従来は「わかりやすい情報を提供」とありましたが、新しい中期計画で「北方領土問題にふれる機会の提供」に、対応する部分の変更を行っておりますので、同様に表現をそろえたいというものでございます。

2つ目が、貸付利率の一部変更です。第8条第2項第1号におきまして、貸付条件について別表のとおりとするとありまして、その別表の中で資金の種類ごとに利率が規定されております。その一部を変更しようとするものでございます。以下の表のとおりになっておりますけれども、まず利率の変更は、4月と10月の2回、定例的に行っておりますけれども、今回は直近の月、3月の利率に基づき変更しようとするものでございます。本日の時点では3月の利率が出そろっていませんので、参考として2月の利率で説明させていただきます。

まず、償還期限が1年超3年以内の経営資金に関してでございます。基準としている日本政策金融公庫の経営改善貸付の利率が1.65%となっております。当方の設定水準は、基準利率の80%としておりますことから、新たな協会貸付利率を1.32%にしたいと考えております。この場合、現行利率との比較では0.08%の引き下げとなります。

次に、同様に住宅資金に関しまして、フラット35の全国の平均利率が2.191%であり、その8割となる1.75%としたいと考えております。この場合は、現行の利率から0.1%の引き上げとなります。

なお、漁業、農林畜産業、商工業に関しては、今回、利率を改定したいと考えている、やや償還期限の長い経営資金の他に、事業設備資金と償還期限が1年以内の経営資金がありますが、これらは基準とする資金の利率に変更がありませんので、現行のままとしたいと考えております。

以上が業務方法書の一部変更についての説明でございました。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの業務方法書の一部変更（案）につきまして御質問等がございましたらお出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

特にございませぬようでしたら、業務方法書の一部変更（案）につきましては、当評価委員会として了承したものとして取り扱わせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山本委員長 ありがとうございます。この変更後の括弧に入っているのは、包括的に了承という扱いでよろしいですか。これは当然、基準値で決まる値だと思いますので、そのようにお進めいただければと思います。

続きまして、北対協関係の4番目、長期借入金・償還計画につきまして法人のほうから御説明をお願いいたします。

○佐々木北対協専務理事 それでは、資料6をご覧くださいと思います。長期借入金と、その償還計画についての御説明に入ります。

1番に借入を必要とする理由を記載しております。北方地域旧漁業権者等に対する漁業、その他事業及び生活に必要とする資金の貸付財源、これは新しく貸し付けるための原資とか長期借入金の一部返済原資として、市中金融機関から借り入れるものでございます。なお、当協会の年間の総貸付枠は、業務方法書において14億円以内と定められております。

次、2番、借入金の額です。総借入金額は15億1,980万円とする予定です。その内訳は、有担保借入が2億4,980万円、これは基金として積み立てられている10億円を担保として借り入れるものでございます。それから、無担保借入については12億7,000万円となっております。

3番は、借入予定先ですが、長期借入金の安定した調達を図るため、北海道の地方銀行である北洋銀行、その他4金融機関、全部で5金融機関からの借り入れを予定しております。

4番の借入金の利率ですが、有担保借入については、1年物の定期預金預入利率の0.025%に0.5%を上乗せした、合計0.525%とする予定です。無担保借入については、みずほコーポレート銀行発表の長期プライムレートを適用する予定です。現段階では1.15%ですけれども、実際は借入を予定している26年3月の長プラのレートを適用することになります。

5番の借入金の償還の方法及び期限ですが、償還方法につきましては、年1回支払とする年賦元金均等償還とする予定です。償還期限については、借り入れた翌事業年度に第1回の償還を行い、7年以内で償還する予定としております。

6番の利息の支払いの方法及び期限ですが、支払については年2回の半年ごとの後払い。支払期限については、元金と同様とする予定です。

次に、25事業年度における長期借入金の償還計画について御説明いたします。今の資料の2ページ目をご覧くださいと思います。

2つ表がありますが、上の表からご覧いただきたいと思います。24事業年度の長期借入金の残高見込み額は、表の一番左の数字、46億9,120万円です。平成25事業年度の新規借入予定額は、その右側にありますとおり、15億1,980万円です。一方、償還予定額は、その右側にありますとおり、11億6,480万円です。年度末の借入金額は、24年度末の残高見込みに新規借入分を足して、償還予定の分を引いた、残り50億4,620万円となる見込みです。一番右側の数字です。

次のページ以降に細かい表が記載してございます。

次に、償還の方法及び償還の期限についてです。下の表をご覧くださいと思います。25年度に借入を予定している15億1,980万円の償還については、その表のとおり、26年度を第1回として、平成31年度まではそれぞれ2億1,720万円、32年度は2億1,660万円で行うことを考えております。

以上で長期借入金に関する説明を終わらせていただきます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。ただいまの長期借入金償還計画につきまして、御質問、御意見等ございましたら、お出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、長期借入金償還計画につきましては、原案どおり委員会として了承するという取り扱いとさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

以上をもちまして北対協関係の案件はすべて終了いたしました。どうも御苦労さまでございました。

(北対協関係者退室)

(国民生活センター関係者入室)

○山本委員長 それでは、議題の大きな3番目といたしまして、国民生活センター関係の議題のほうに移らせていただきます。

初めに、国民生活センターの次期中期計画(案)について御審議いただきます。先ほどの北対協と同様でありますけれども、主務大臣が認可するに当たり、通則法上、評価委員会の意見を聞かなければならないとされておりますので、その趣旨でお諮りするものであります。前回の委員会で中期目標について御了承いただきました。それをもとに新たな中期計画(案)を作成していただいておりますので、国民生活センターのほうより、御説明をお願いいたします。

○野々山国民生活センター理事長 国民生活センターの理事長の野々山でございます。本日は、中期計画の御審議、よろしくをお願いいたします。具体的な中身につきましては、古畑理事から御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○古畑国民生活センター理事 それでは、国民生活センター第3期中期計画について、御説明させていただきます。

お手元の資料8、A4横の資料ですが、ご覧くださいと思います。

2ページに基本方針がございまして、消費者基本法の規定にのっとりまして、消費者問題に関する中核的な実施機関として積極的な役割を果たすとしております。以下本文でございまして、現行計画と比較いたしまして変更いたしました点を中心に御説明申し上げます。

まず、業務の効率化目標についてです。3ページの一般管理費及び業務経費ですが、借上宿舍制度については、25年9月末までに激変緩和措置を終了し、住居手当に全面的に移行することとしております。

人件費については、政府による総人件費削減の取り組みを踏まえ、見直すとともに、さらなる効率化や人員配置の適正化などを実施することとしております。また、PIO-NETの刷新に伴い、関連する業務の必要性・効率性の検討を行い、総人件費のさらなる削減について、平成27年度の年計において具体的削減にかかわる措置を行うこととしております。

給与水準につきましては、ラスパイレス指数を100.0とするとともに、昇格・昇給体系も含め、給与体系を見直すこととしております。

5ページの保有資産の有効活用については、③において政独委の勧告の方向性の指摘を踏まえ、相模原事務所の在り方の検討、及び東京事務所の国庫納付に当たり、商品テストの今後の在り方に関する検討も踏まえつつ、最も効率的・効果的な業務運営が可能な体制となるよう検討することとしております。

(6) 自己収入の拡大・経費の節減は、新設の項目です。出版物の販売、研修受講料等について、受益者負担が適正かどうかを検証し、必要に応じて見直す。また、研修事業について、地方公共団体との共催を図るなど効率化が見込まれる方法を検討し、経費を節減することとしております。

次に、2ポツの業務別に見ました業務の質の向上に関する目標についてでございます。

6ページの①PIO-NETの刷新では、中期計画に基づき、消費者庁のPIO-NET刷新に関する検討会の中間報告を踏まえ、27年3月末までに業務改善及びシステム改修を行うこととしております。

また、刷新に当たっては、消費者庁とともに、地方公共団体の理解と協力を得て、相談受け付けからPIO-NETに登録されるまでの平均日数を10日以内に短縮することを目指します。なお、当センターの受け付け分については、5日以内といたしております。これらの登録日数の短縮につきましては、政独委の勧告の方向性の指摘を踏まえたものでございます。

さらに、4ポツ目ですが、キーワードの抜本的な整理を行った上で、逆引き辞書を作成するとともに、マニュアルの全面的な見直しを行うとしております。

7ページから9ページにかけては、業務の現状にあわせた修正を行っております。

10ページの(3) 苦情相談の充実・強化でございます。

まず、アの経由相談につきましては、チーム制を敷くとともに、弁護士・専門技術者等専門家の活用により、経由相談の解決能力の向上を図るとしております。

11ページですが、一方、「消費者ホットライン」を活用した地方支援ですが、従前の直接相談が平成22年度末に廃止され、現在、「消費者ホットライン」を活用した地方支援として、平日バックアップ相談、及び土日祝日相談を実施していることから、現状に合致した計画内容を記載してあります。

(4) 裁判外紛争解決手続の実施です。手続期間については、センター法施行規則に掲げられた4カ月の目標を追記いたしております。

次に、(5) 関係機関との連携についてですが、①消費者庁等においては、公共料金に関して受け付けた意見・相談内容等について取りまとめを行い、消費者庁へ報告することとしております。

②消費生活センターにつきましては、各センターとの業務連絡等を迅速に行うため、PIO-NET運営に関する情報を提供いたします。

13ページですが、⑤消費者団体については、中期目標を踏まえて、適格消費者団体におけるPIO-NETの利用について具体化を進めるほか、消費者団体への情報提供を積極的に行うこととしております。

14ページ、(6) 関係行政機関等に関する改善要望ですが、こちらも新設項目でございます。改善要望は、国センの重要な機能でございます。消費生活相談情報の収集・分析結果をもとに、関係行政機関等々に対し、制度等に関する改善要望を積極的に行うこととしております。

次に、(7) 研修の充実の2ポツ目ですけれども、地方での研修を実施するとともに、インターネット等を活用した遠隔研修を推進することとしております。

15ページ、②ですが、消費者行政に関する国家公務員向けの研修の実施について検討を行うことにしております。

(8) 商品テストの強化でございます。まず、①生活実態に即した商品テストの実施ということで、注意喚起のための商品テストを積極的に実施し情報提供するとともに、地方公共団体から依頼のあった相談解決のための商品テストについては、原則として全てに対応することとしております。

また、昨年10月に発足した消費者安全調査委員会に対する必要な協力を行うこととしております。

17ページの商品テスト実施機関の情報収集・提供の2つ目のポツですが、自治体に関しましては、新たにデータベースを構築するなど情報提供に係る手段を検討・実施することとしております。

(9) 震災からの復興に向けた取組ですが、中期計画に基づき、震災に関連する消費生活情報の積極的な提供等を実施することとしております。

(10) 消費者教育の推進につきましては、昨年成立いたしました消費者教育推進法で明記された当センターの役割を果たすべく、研修、情報収集・提供、相談実例の活用等の実施について記載しております。

19ページ、(11) 地方公共団体に対する支援ですが、①では都道府県による巡回訪問を支援するとともに、②ではPIO-NETの追加配備について記載しております。

3は、予算等についてです。先ほど御説明させていただいた効率化目標に基づいて収入・支出額を算出いたしまして、5年間の累計額を掲載したものでございます。説明は省略さ

せていただきます。

20ページの不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画では、東京事務所の国庫納付に関する記載を再掲しております。

8. その他業務運営に関する事項につきましては、記載のとおりでございます。

なお、22ページの内部統制の充実・強化は、政独委の勧告の方向性の御指摘を踏まえ、さらに充実・強化を図ることとしております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。消費者庁のほうから何か補足はございますか。

○村松消費者庁地方協力課長 それでは、私のほうからは、分科会での御審議の状況について御報告したいと思います。

3月12日に開催されました第35回分科会におきましては、2カ所、修正意見をいただきまして、先ほど御説明しました中期計画（案）で既に修正済みのものがございます。

具体的には、資料8の12ページの①につきまして、中期目標を踏まえた、より適切な表現にするための修正を行っております。

もう一点が、13ページの⑤でございますが、こちらは文章をわかりやすくするための修正を行っているところでございます。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。法人からの説明、また消費者庁のほうから分科会での審議の内容について御説明をいただきました。分科会の審議の内容を反映させた案を、今日は委員の皆様にご提示いただいているということでございます。

それでは、本件につきまして御意見、御質問がありましたら御発言いただきたいと思えます。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。笠委員、どうぞ。

○笠委員 申しわけありません、よく知らないことが多いものですから。事実関係で、このPI0-NETというのは、全国消費生活情報ネットワークシステムであるということはわかるのですが、具体的にどんなものなのか、もう少し説明いただければ。

○山本委員長 では、お願いします。

○古畑国民生活センター理事 こちらは、日本語名は今、委員がおっしゃったとおりでございます。英語名でプラクティカルリビングインフォメーションを省略したものでございます。現在までに1,700万程度の消費者からのお申し入れ状況が蓄積されておりますデータベースでございます。現在、年間90万件程度が累積で積み上がっているところでございます。統計的に情報をとる。

○笠委員 どういう内容の情報が入っているのですか。

○古畑国民生活センター理事 相談者が相談員に対して、相談あっせんであったり。

○笠委員 ある種の苦情みたいなもの。

○古畑国民生活センター理事 そうです。それが出ている。申し立て情報に基づくデータ

ベースでございます。

○笠委員 ユーザーは、そこを検索して、どういう解決方法があるのかを個人で検索できる。

○古畑国民生活センター理事 全ての国民にオープンにしているわけじゃございませんで、いわゆる相談あっせんに伴う解決の事例などが出ておりまして、それに相談員がレファレンスすることにより相談解決に役立てる。

○笠委員 相談員のためのデータベースなのですね。わかりました。ありがとうございます。

○山本委員長 苦情というのは何を意味するかにつきましては、いろいろな議論がありまして、消費者からの不満足の表明というのが非常に広い定義なのですけれども、裏をとっている情報ではないのけれども、各地の自治体の消費者センターとかに寄せられた相談・苦情内容を相談員さんが打ち込んで、それを全国のコンピュータネットワークで結んで、それを分析して、いろいろな相談対応とか消費者政策の実施に役立てているネットワークであります。

○笠委員 わかりました。ありがとうございます。

○山本委員長 ほかに御質問、御意見、ございますか。

それでは、特にございませんようでしたら、国民生活センターの次期中期計画（案）につきましては、委員会として了承することとしてよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山本委員長 どうもありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。

次に、国セン関係につきましても、先ほどの北対協と同様でありますけれども、中期目標期間が終了いたしますので、その実績評価を夏以降、行わなければなりません。その取り扱いにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○渡部政策評価広報課長 国民生活センターの中期目標期間終了に伴います実績評価の取り扱いにつきましては、先ほどの北対協のときと同様でございます。

お諮りいたしますのは、仮評価のときと同様に、まず、担当の分科会で原案を作成いただきまして、それを評価委員会で審議し、決定していただくという手順でよろしいかというのが1点目でございます。

2点目は、その評価を行う様式でございますが、お手元の資料9をご覧いただきたいと思っております。この様式は、昨年の仮評価の際に使用した様式と基本的に同じものでございますが、この様式により評価を行うこととしてよろしいかというお伺いがございます。

以上2点につきまして、御審議をお願いいたします。

○山本委員長 それでは、本件につきまして御意見、御質問等、ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

このやり方は、まず分科会で原案を作成いただき、それを委員会に上げていただい

審議をお願いすると。それから、評価の様式、いずれもこの評価委員会発足以来、こういうやり方で行っているプラクティスでありまして、それに従って今回も行いたいということでございます。ですから、特に御意見等なければ、このやり方で進めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。そのように扱わせていただきます。

それでは、以上をもちまして国民生活センター関係は終了いたしました。どうも御苦労さまでございました。

(国民生活センター関係者退室)

(JAXA関係者入室)

○山本委員長 それでは、審議事項の大きな4番目といたしまして、宇宙航空研究開発機構関係について、お諮り申し上げます。

こちらの関係では、次期中期計画(案)について御審議をいただきます。既に北対協と国民生活センターについて、同様の審議をお願いいたしましたが、主務大臣が認可するに当たり、評価委員会の意見を聞かなければいけないという関係で、御審議をお願いするものであります。前回の委員会で既に中期目標を御了承いただいておりますので、それをもとに新たな中期計画(案)を作成いただいておりますので、山川分科会長代理より、これにつきまして御説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○山川臨時委員 宇宙航空研究開発機構分科会分科会長代理の山川でございます。今月8日に第4回のJAXA分科会を開催いたしました。その中で、JAXAの次期中期計画について審議を行いましたので、その検討状況についての御説明をいたします。

お手元には、資料10としまして、JAXAの次期中期計画(案)、それから資料11としまして、JAXAの次期中期計画(案)と現行の中期計画、次期中期目標との対照表を御用意させていただきました。なお、資料11におきましては、次期中期目標と比べまして、次期中期計画では追加及び削減された部分を赤字にしておりますので、分科会ではこの部分を中心に審議を行いました。

皆様、御案内のとおり、先般の法改正によりまして、JAXAは政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関として位置づけられましたほか、またJAXAの中期目標は、宇宙基本計画に基づくこととされました。また、本年1月25日に開催されました宇宙開発戦略本部会合における総理の指示事項として、JAXAの主務大臣は宇宙基本計画の優先順位に従って事業を実施するよう、中期目標並びに中期計画を定めることとの御指示をいただいているところであります。こういった観点を踏まえまして、JAXAから提出されました次期中期計画(案)が、この宇宙基本計画に基づくJAXA次期中期目標をしっかりと踏まえたものであるかといった点を中心に、分科会におきましては厳正に審議いたしました。

分科会における審議の結果、JAXAの次期中期計画(案)についてはおおむね了承されましたが、委員より、リモートセンシング衛星における具体的な取り組みとして、ASEANの防

災ネットワーク構築構想にかかわる衛星についても記載すべき等の意見が出されました。これらの意見を踏まえました修正については、分科会長に一任の上、分科会として了承されたものであります。

JAXAの次期中期計画（案）は、共管となっているほかの省においても、この内閣府と同様に評価委員会の意見聴取を行っているところでございます。13日には経済産業省、そして本日は総務省の評価委員会が開かれていると聞いております。今後、各府省の評価委員会で出ました修正意見を踏まえまして、各府省ですり合わせた上でJAXAに修正意見を示すこととなります。

委員の皆様方におかれましては、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等、ありましたら、御発言をお願いしたいと思います。渡邊委員、よろしくをお願いします。

○渡邊委員 計画に直接関係あるわけじゃないのですが、ちょっとお尋ねしたいのです。

この前、ロシアで隕石が落ちましたね。ああいう落下してくる宇宙の物体を観測するというのは、そういうものもお宅の計画の中に入っているのですか。直接関係あるのでしょうか。

○西本宇宙戦略室長 今回の隕石のような地球近傍天体とは少し違うかもしれませんが、宇宙空間に放出されるロケットの上段や、運用を終了した人工衛星の破片などの宇宙ゴミを「デブリ」と言っていますけれども、現在宇宙空間に漂っているデブリのうち、10センチ程度以上のものは、約1万6,000個ぐらいあると言われております。我が国では、こういったデブリや、天体も含めて見ていくための望遠鏡とレーダーなどの施設を有していますが、これらの施設では今回の隕石のようなものを観測することは難しい状況です。JAXAがオペレーションしている衛星を守るために、そういうものが出てきたときには事前に察知して、衛星を上げ下げしてどけるということはJAXAの活動としてやっていますけれども、こういった活動は、今後ともしっかりやっていく必要があると思っております。

○山本委員長 ほかに御質問、御意見、ございますか。特によろしいでしょうか。

このJAXAの中期計画につきましては、宇宙室のほうからも補足説明があるとのことですので、お願いいたします。

○西本宇宙戦略室長 宇宙戦略室でございます。本日、山川分科会長代理から御報告いただきました中期計画（案）でございますけれども、先ほど分科会長代理からも御説明ございましたけれども、他の省で開催されています評価委員会の意見なども踏まえまして、JAXAの主務大臣間で十分すり合わせを行って、修正内容につきましては薬師寺分科会長に御相談いたしまして、山本委員長に御報告させていただきたいということで提出させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○山本委員長 ということでございます。こちらは共管ということで、いろいろな調整事

も必要になりますけれども、とりあえず現在お示しいただいた案で当評価委員会としては了承するというのであれば、そのように取りまとめさせていただいて、しかも今後、調整の必要が生じた場合には、その対応は私に御一任いただき、修正内容につきまして薬師寺分科会長と御相談の上、対応させていただく。そこまでの御一任をいただければありがたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。では、そのように取り扱わせていただきます。

では、JAXA関係は以上で終了いたしました。どうも御苦労さまでございました。

(JAXA関係者退室)

○山本委員長 では、議題5といたしまして、今後の開催予定等につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○渡部政策評価広報課長 お手元の資料12をご覧くださいと存じます。右側が各分科会の開催日程、左側が本評価委員会の開催日程の案でございます。

まず、分科会の開催の関係でございますが、7月から8月にかけて各法人から24年度業務実績などが上がってきますので、そのヒアリングを行っていただくために1回。また、その結果を分科会として評価、御決定いただくために1回。あわせて、この夏に2回開催をお願いしたいと考えております。なお、北方領土問題対策協会、国民生活センターにつきましては、先ほどの中期目標期間終了時の実績評価について、あわせて御審議をお願いしたいと考えております。

それから、左側、評価委員会の日程の関係でございますが、各分科会で審議していただいた後の各法人の年度の評価、それから北対協、国センの中期目標期間終了時の実績評価、これらを各分科会から御報告いただいて審議いただくための委員会を8月目途に1回、開催をお願いしたいと考えてございます。

今、お手元のほうに日程確認表という形でカレンダーを配付させていただいております。こちらに御都合を御記入いただきまして、できましたら本日、お帰りの際に事務局のほうに御提出いただければ幸いです。また、本日は御提出がちょっと難しいという場合がございますが、近日中に事務局からメールで電子ファイルをお送りさせていただきますので、そこに御記入の上、メール、ファクスなどでお送りいただければと存じます。幾分先の日程で恐縮でございますが、よろしくをお願いいたします。

日程関係は以上でございます。

○山本委員長 ただいまの御説明について、何か御質問等、ございますでしょうか。

それでは、特にございませんようでしたら、このようなスケジュールで運ばせていただきますので、よろしくをお願いいたします。また、日程アンケートについても、御回答のほう、よろしくをお願いいたします。

では、幸田審議官、どうぞ。

○幸田政策評価審議官 ただいま御説明申し上げましたように、次回の評価委員会の開催

は8月ということで予定しておるわけですが、山本委員長、それから本日御欠席でございますが、御厨委員長代理、伊集院委員、大河内委員の4名の委員の任期が6月26日までということでございます。原則として10年を超えて再任することができないという政府の方針がございますので、本日が恐らく最後の評価委員会となると見込まれます。

山本委員長を初め、4人の委員におかれましては5期10年の長きにわたり、本日出席していただいております3名の委員に関しましては国民生活センターが独法化されてから、中期計画で言いますと5年掛ける2回の10年にわたって、本評価委員会、それから各分科会におきまして内閣府の独立行政法人の評価・指導に御尽力いただきまして、まことにありがとうございました。事務局を代表いたしまして心から御礼申し上げたいと思います。

最後の委員会ということでもございますので、4名の委員を代表して、山本委員長のほうから一言御挨拶をいただければ幸いと存じます。

○山本委員長 それでは、卒業生代表ということで一言御挨拶させていただきます。

今、御紹介がありましたように、橋本行革の流れで独法化が2段階にわたって行われまして、その2段階目に特殊法人の整理合理化ということで、国民生活センターと北対協がこちらの内閣府のほうに入ってくるときに、先ほど名前が挙がった同期の桜の方々と御一緒に、私もこちらに加わらせていただいたということでもあります。

今日、笠委員とか渡邊委員などの御議論を伺ってしまして、最近はこの評価委員会は、前委員長の大森先生がプラクティスの確立に非常に尽力されて、分科会で十分審議して、そして評価委員会で粛々と決定していくという流れができておりまして、また各法人の専門性が高いものですから、合理的な方式だと思っておりますが、逆に申しますと、評価委員会のほうで余り議論がないという感じもいたします。

私が当初かかわった最初の評価委員会の議論を、実は何かの関係で見る機会がありまして、熱くと言うと大げさかもしれませんが、かなりいろいろ試行錯誤で議論していた時代がありました。それなりに皆さん有益な意見を出しておられて、ご自分が属していない他の分科会のことについても、この辺はどうなっていますかということ発言されて、それが結構いろいろと役に立ったということもございます。

ですから、また8月以降、新しい委員長のもとで、引き続きお務めになられる委員の皆様には大変な御苦労が続くわけですけれども、またそのような観点も入れて、この独立行政法人の業績評価という業務にお取り組みいただければと存じます。夏などは、膨大な書類を読み込んで評価しなければいけない、大変しんどい。しかし、余り褒められないといえますか、自分ではそれなりに考えた評価であっても、法人に厳しい場合は、法人サイドからはあの委員は厳しいなと思われるかもしれませんし、また口さがないサイドからは、各府省の独法評価委員会というのは、何か関係の委員がたくさん集まっていて、どうもお手盛りの評価をしているのではないかという、私から言わせれば非常におかしな評論を聞くこともございます。

内閣府に関しては、非常に厳正に適正に評価していると思いますけれども、そういう地

道だけれども、非常に重要な作業を、残られる委員の皆様は夏以降、お続けになることになりすけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。私も8月以降は野次馬として、ホームページなどを開かせていただき、どんな議論をしているのかなどのぞくこともあるかと思ひますが、ひとつ今後とも御健闘をよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、私からのご挨拶は以上とさせていただきます、もう一つ重要な事項といたしまして、次回開催の評価委員会が8月でございます。私が今、委員長を務めさせていただいております、本日御欠席ですが、御厨委員長代理も6月に退任されることとなります。その間、何か対外的に対応しなきゃいけないということが生じますと、委員長及び委員長代理が不在になりますので、これはまずいこととなります。したがって、不在期間の委員長の職務を代理していただくために、本日付で委員長代理につきまして御厨委員から上野委員に指名の変更をいたしたいと存じます。

これは、私のほうから指名できることになっておりまして、関係の先生方からも御快諾をいただいております。そこで、指名ということですが、一応皆様にもアナウンスして御了承いただければと思ひますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、上野委員、6月以降、またよろしくお願ひいたします。一言御発言いただけますか。

○上野北方分科会長 一言ということですが、恐らく私が比較的長くやっているということで委員長代理を仰せつかったものと存じております。この間、代理の間に何事もなければと思ひすけれども、先生方の御協力のほどよろしくお願ひいたします。

発言の機会を得まして、ちょっと別の話なのですが、先ほど山本委員長も、初期のころはこの親委員会の場で喧々囂々の議論をしていたというお話もありましたし、先ほど笠委員と渡邊委員からの北対協についてのやりとりもありました。北対協の分科会長で、そのときには特段、全体の会議のスケジュールを乱してはいけないかもしれないと思つて黙っていたのですが、ちょっとつけ加えさせていただきます。

そもそも通則法29条かと思ひますが、中期目標というのを主務大臣が定める。その主務大臣が定めるときに、この評価委員会の意見を聞くことになっていて、基本的には評価委員会のレベルで中期目標の作成にかかわることはできるのですが、基本的には主務大臣が中期目標はイニシアチブをとってつくっていく。

今日、出てきた計画というのは、それを受けて独立行政法人の側で、その中期目標に従つて中期計画をつくるという形になっているので、基本的にこの場で北対協が中期計画を出してきたときに、我々がチェックすることというのは、中期目標が既に認められたものであつて、その目標と北対協の出してきた計画とが齟齬がないのかどうか。当然、目標をさらにかみ砕いてというか、現場で細かいいろいろなことがありますので、それをさらに踏み込んだ形で書いていくということがあると思ひますが、私たちの仕事は基本的には主

務大臣が定めた目標から逸脱していないかどうかということをお我々がチェックすることだと思ひます。それから、予算の問題についても同様だろふと思ひます。つまり、定められた予算の枠の中で独立行政法人がきちんとお金を支出しているかどうかをチェックする。ですから、我々として、主務大臣が目標をつくるときに、こういうことを重点的にやってほしいと。先ほど笠委員がおっしゃっていましたが、例えば北方領土問題については、恐らくプーチン大統領、力のある大統領がいる間に何とか事を運ばないといけないと、多くの人がお考へているのだろふと思ひますので、じゃ、そういった状況の中で1%効率化を目指せということでもいいのかどうか。いや、もっと金をつけろというのが笠委員の話だったと思ひます。

恐らく、それはもちろん主務大臣も考へていることなのでしょうが、あっちもこっちもお金がお欲しい。しかし、全体として累積赤字があるという中で、大臣としてはこれでやるしかないだろふというお考へだろふと思ひます。我々委員の仕事は、例えば北対協の応援団でもないし、逆にそれに対して敵対的にただいちゃもんをつけるという側でもなくて、淡々と客観的に計画が計画どおり実施されているのか、お金が当初の予定どおりにきちんと使われているのか。北対協は、行事とかイベントが結構多いのですけれども、そういったことがちゃんと粛々と行われているかどうかをチェックすることだとお考へております。

あと、先ほど教育問題が出ていたのですが、文科省、外務省、内閣府の北方対策本部という形で役所が複数ございますが、基本的には北方対策本部のもとで北対協は動いているのだと思ひます。これも法律の枠の中でそういうふうになっているのだろふとお我々は考へております。この中で、北対協は北対協として、全国の都道府県民会議とか学校の先生方を集めて、もちろん学校の先生方というのは、社会科の先生が中心ですけれども、任意で集まって、それぞれの都道府県で領土問題について子どもたちにさまざまな教育をしているやに聞いております。

それも含めて、今後とも我々は、客観的な立場で、あるいは中立的な立場で独立行政法人を見守っていくというか、そういうところなのかなと思ひております。親委員会でおういう発言をすることは余りないのですけれども、たまたま先ほど山本委員長が昔のお話をしておっしゃっていたので、私もちょっと時間をとらせていただきまして申し上げました。

以上です。

○山本委員長 この北方問題について、政策的な政府の対応を審議するような審議会みたいなものはございますか。この評価委員会や分科会は業績評価が中心ですね。ですから、決まったものがちゃんとやられているかどうかをチェックする、これが基本です。しかし、政府のやっていることについて、これじゃいかぬ、もっとこうしなさいという政策評価というか、政策的な提言をするような機関みたいなものは、ほかに別途設けられていますか。

○幸田政策評価審議官 北方に関しては、ございません。例えば宇宙に関しては、別途、宇宙政策委員会、行政分野はあります。国センに関しては、消費者委員会があります。公文書館も、別途公文書管理委員会があります。そういう意味では、北方だけがそういうも

のではないのですけれどもね。

もう一点、補足させていただきますと、予算に関しては、中期目標、中期計画の中で、確かに効率化係数、1%、3%、効率化しなさいということが書いてあるのですけれども、仕組みとして、各年度の予算で政策係数を掛けてふやせることになっております。そういう意味で、先ほど北方の審議官からも説明がございましたけれども、政策的に必要ながあれば、過去もこの2年間ぐらい現にふやしてきておりますし、そういうことが可能な仕組みにはなっているのだらうと思います。ただ、体制とかは、基本、効率化しながらやりなさいよというのが独法の考え方なのかなと考えております。

○笠委員 済みません、ちょっといいですか。評価についての考え方というのは、従来は合法性・合規性ということで、決めたことを法律にのっとってきちんとやっているか、ルールにのっとってきちんとやっているかということだったと思うのですけれども、我々の行政学の領域では、ここ数十年、3Eと言われる、サッチャーで有名になりましたけれども、政策の有効性、効果・効率性、それから節約というところを見ていくというのが、評価のときにももう少し広がってきた。

だから、そういう視点で少しお話させていただいて、分科会で既に決まったことに対してお話させていただくのは、確かに失礼なところもあるかとは思っているのですけれども、もしそう考えてしまうと、この委員会自体の意味がなくなってしまうので、幅広く、少し距離を置いたところから議論させていただくというのも、一つの方法かなと思って、山本先生からそういうことで構わないと言っていたので、こういうやり方で続けさせていただけたらと思っております。

○山本委員長 議事のルールといたしましても、中期目標、中期計画は当評価委員会の決議事項というか、当評価委員会において意見を取りまとめる。あくまで分科会は、前駆的な審議をしていただく。それから、各年度の業績評価は分科会の決定事項で、我々は報告を受けるという立場ということで、やっております。きょうやったのは、報告を受けるという立場じゃなくて、報告を受けて、それから問題があればこちらで修正できるという立場ですので、その点ではご意見を出していただいて全く問題がないわけです。

それから、業績評価と政策評価という関係は、笠委員が御専門だと思いますけれども、いろいろ難しいことがあるのですけれども、特に北方のほうでそういう審議会等が別途ないということであれば、余り制約することなしに、いろいろな御意見が出て構わない。ただ、それを業績評価にすぐに結びつけられるかどうかは別ですけれども、意見は出していただいてもいいのかなと、やめる立場で無責任に言いますけれども、そんな感じは受けておりますので、どうぞ引き続き、委員の皆様、活発なお取り組みを期待したいと考えております。

それでは、本日付で委員長代理に就かれた上野委員、他の委員のほうからも御発言があったところで、特にさらに御発言がございませんようでしたら、以上をもちまして本日の委員会を終了させていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○山本委員長 では、審議に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。